

役所・役場窓口で戸籍謄本取得の申請の際に参考にしてください。

弊社相続手続きのため、相続に関する必要書類のご案内 **Ⅱ 必要書類及び**

**その書き方** の**① 戸籍謄本等の取得** をご確認のうえ、改製原戸籍も含む戸籍謄本の交付の申請をしていただきますようお願いいたします。(戸籍謄本のみで死亡まで繋がらない場合は、除籍謄本の交付の申請もお願いいたします。)

相続人の中でお亡くなりになられた方がいる場合は、相続に関する必要書類のご案内**Ⅱ 必要書類及びその書き方** の「その他取得の必要な方」をご確認のうえ、改正原戸籍も含む戸籍謄本の交付の申請についてもお願いいたします。

\* 「婚姻」「子の出生」「分家」「家督相続」等の理由により、前戸主の戸籍謄本が必要となる場合はその戸籍謄本等を、「法務省令による新戸籍の編成」等があった場合は、それ以前の戸籍謄本等の交付の申請もお願いいたします。

また、滅失、消失等の理由により戸籍謄本が存在しない場合は、告知書の交付を申請していただく必要があります。

なお、「婚姻」「子の出生」「転籍」等の届出の履歴があり、申請された役所(役場)だけで、上記戸籍謄本をご用意できない場合は、本籍がある役所(役場)でどなたの戸主名で請求すれば取得できるかご確認のうえ、交付の申請をしていただきますようお願い申し上げます。

※戸籍謄本をこれから取得いただく場合は下記事項についてもご確認ください。

戸籍は市区町村ごとに免許証、住民票に記載されている本籍地で管理されています。

戸籍抄本とは、戸籍原本から必要な方の部分だけを謄写したものであり、戸籍謄本とは、戸籍原本に記載されている方すべてを謄写したものです。この戸籍謄本の取得は、相続人の確定(婚姻・子・養子の有無など)のためお願いしているものです。

なお、郵送による戸籍謄本等の申請方法については、申請される各市区町村・役所(役場)へお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター

相続課 相続受付担当

TEL: 052-963-4155